

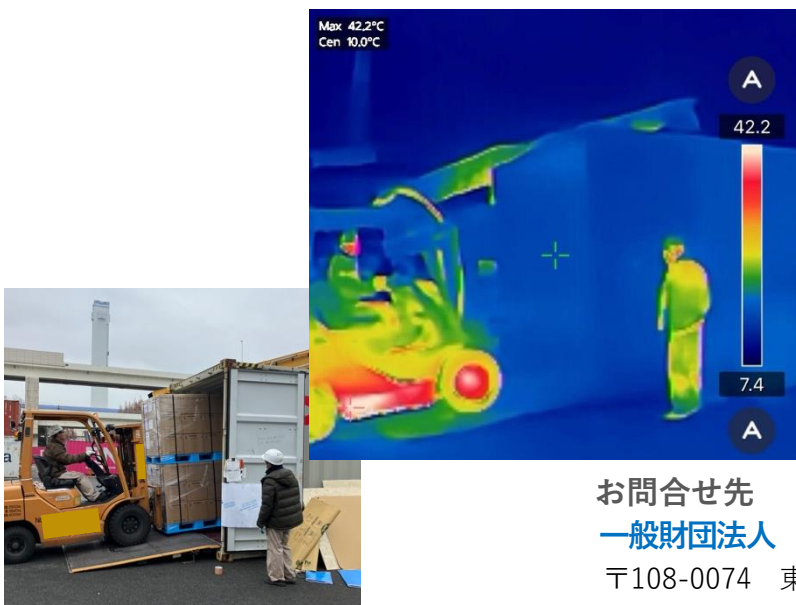


## リチウムイオン電池の海上コンテナ輸送に関する事前相談・立会い検査

新日本検定協会では、国連番号 3480 および 3481 の危険物に分類されるリチウムイオン電池をコンテナで海上輸送する際に、国際規則（IMDG コード）やコンテナ輸送の国際的規範（CTU コード）に規定された事項に加え、海運業界の基準を遵守するための事前相談や立会い検査検査を行っています。危険物海上輸送検査の経験と資格を持った検査員が、輸送物の書類、梱包状態、コンテナへの収納方法等を確認し、海上輸送時の安全性向上に貢献しています。



- ・ 危険物海上輸送規則等への適合
- ・ 書類（DGD / SDS）の内容
- ・ 容器包装の要件
- ・ 輸送物とコンテナの現状確認
- ・ サーモカメラによるモニタリング
- ・ コンテナ収納時の積付状態



お問合せ先

一般財団法人 **新日本検定協会** 安全環境室

〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 25 番 23 号

TEL : 03-3449-2818 Eメール : [ankan-he@shinken.or.jp](mailto:ankan-he@shinken.or.jp)